

山口県種苗条例をここに公布する。

山口県種苗条例

本県は、三方が海に開け、多様な地勢、気象及び土壤条件に恵まれていることから、地域の特色を生かした多彩な農産物が生産されてきた。長州藩が行った大規模な新田開発等によって飛躍的に伸びた水稻の生産を基幹とする本県農業は、明治維新の原動力となっただけでなく、県民の豊かな食生活と暮らしを支え、沿岸部から山間部までの美しい農村風景と豊かな食文化を生み出してきた。

また、水稻、野菜、果樹及び花き等の多彩な農産物はもちろんのこと、近年県が独自に開発し国際的にも高く評価された花き等の品種や種苗の産地は、県民共通の貴重な財産となっている。これらは、生産者、流通関係者、加工関係者や消費者が、他県に先駆け協働して推進してきた本県独自の「地産・地消」の取組とともに、次世代に引き継いでいくべきものである。

一方、近年の気候変動や国際情勢の変化に伴って、食料供給に係るリスクが顕在化しており、国産農産物の安定供給の重要性が再認識されてきている。また、国内で開発された品種が海外へ流出して多額の被害が生じる事例も確認されている。

このような状況の中で、本県農産物の競争力を強化し、現在及び将来の県民への食料の安定的な供給を維持し、県民の誇りとなる新たな農産物を育成するには、県民の理解を促進しつつ、生産者や関係者が一体となって、本県独自の品種開発や優良な種苗の安定供給に取り組む必要がある。

また、生産者や関係者による取組などの情報を積極的に発信し、県民と産地の情報を共有することにより、優れた県産農産物の需要の拡大につなげていくことが求められている。

ここに私たちは、本県農業の持続的な発展に向けて、優良な種苗の安定供給及び品種の開発と保護に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、優良な種苗の安定供給について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに種苗を生産する者及び種苗の生産に関する団体の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、種苗の品質の確保及び種苗の安定的な生産を図り、もって山口県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 主要農作物 稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。
- 二 園芸作物 野菜、果樹及び花きをいう。
- 三 奨励品種 主要農作物及び園芸作物の品種のうち、第六条第一項の規定により決定されたものをいう。
- 四 種苗 植物の個体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。

(基本理念)

第三条 優良な種苗の安定供給は、次に掲げる事項を基本理念として、県、種苗を生産する者(以下「種苗生産者」という。)及び種苗の生産に関する団体(以下「種苗生産関係団体」という。)が相互に協力して行われなければならない。

- 一 優良な種苗の安定供給は、食料の安定供給及び農産物の品質の確保に不可欠であること。
- 二 奨励品種の種苗の生産は、優良な種苗の安定供給において重要な役割を果たしていること。
- 三 奨励品種の種苗の産地及び県が開発した優良な品種は、県民共通の財産であること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、優良な種苗の安定供給に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、奨励品種の種苗の生産に必要な体制の整備を行うものとする。
- 3 県は、優良な種苗の安定供給に関する施策の推進に当たっては、種苗生産関係団体と連携を図るものとする。
(種苗生産者及び種苗生産関係団体の役割)

第五条 種苗生産者は、優良な種苗の安定供給に必要な知識の修得及び技術の向上に努めるものとする。

- 2 種苗生産関係団体は、県と連携して、種苗生産者に対する優良な種苗を安定的に供給するための指導に努めるとともに、種苗の継続的な供給のための体制の整備に努めるものとする。

(奨励品種の決定)

第六条 知事は、主要農作物及び園芸作物の品種のうち、県内に普及すべき優良な品種を奨励品種として決定するものとする。

- 2 知事は、奨励品種を決定するに当たっては、需要の動向、品種の特性その他の事情を勘案するとともに、必要な調査及び試験を行うものとする。

(奨励品種の種苗の供給)

第七条 奨励品種の種苗を生産する者及び種苗生産関係団体は、農産物の需要の見通し、種苗の供給の状況その他の事情を勘案し、県と連携して奨励品種の種苗の供給を行うよう努めるものとする。

2 知事は、奨励品種の優良な種苗の生産のため、原種苗(種苗の生産を行うために必要な種苗をいう。以下同じ。)及び原原種苗(原種苗の生産を行うために必要な種苗をいう。)の生産その他必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、奨励品種の優良な種苗の安定供給のため、種苗生産関係団体と連携して、奨励品種の種苗を生産する人材の確保及び育成並びに種苗の供給が円滑に行われるための環境の整備に努めるものとする。

(主要農作物の奨励品種の種苗の審査)

第八条 知事は、主要農作物の奨励品種の種苗(知事が生産した原種苗を用いて生産するものに限る。)を生産する者から請求があったときは、当該種苗を生産する場及び当該場において生産された種苗の審査を行わなければならない。

2 種苗生産関係団体は、前項の審査の実施に協力するものとする。

3 知事は、第一項の審査の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(助言及び指導)

第九条 知事は、種苗生産者及び種苗生産関係団体に対し、優良な種苗の安定供給のために必要な指導及び助言をするものとする。

(品種の開発等)

第十条 知事は、県内の気候、土壤その他の自然条件に適し、新たな需要を創出する主要農作物及び園芸作物の品種の開発に努めるものとする。

2 知事は、前項の品種の開発に係る人材の育成に努めるものとする。

(在来種の保存等)

第十一條 知事は、県内の気候、土壤その他の自然条件に適し、伝統的に栽培されてきた在来種の保存及び活用を図るため、これを生産する者に対し、技術的な支援、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(知的財産権の保護等)

第十二条 知事は、県が開発した品種の流出が山口県の農産物の生産に及ぼす影響に鑑み、当該品種に係る知的財産権を適切に管理し、及び活用するものとする。

2 種苗生産者及び種苗生産関係団体は、県が開発した品種に係る知的財産権の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(県民の理解を深めるための措置)

第十三条 知事は、第三条に規定する基本理念に関する県民の理解を深めるよう、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、優良な種苗の安定供給に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。